

議 事 録

第 1 回 定 例 総 会

令和5年8月8日

太田市農業委員会第1回定例総会議事録

開会日時	令和5年8月8日（火）	午後2時
閉会日時	令和5年8月8日（火）	午後2時57分
開催場所	太田市役所 新田庁舎	特別会議室（2階）

出席委員	1 長谷川 耕一	2 遠藤 弘一	4 長島 佳男	5 太田 安弘
(15 人)	6 塚越 仲夫	8 飯塚 茂夫	10 木村 克巳	11 高木 勝
	12 清水 由紀江	13 中村 幸江	15 小磯 典夫	16 石原 康男
	17 室田 道博	18 永井 幸二	19 片亀 昌子	

欠席委員 3 山田 清作 7 原田 和男 9 齋藤 森雄 14 内田 達夫
(4 人)

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目係長
(7人) 大澤主任 町田主任 松井主任

会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)

報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
	報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
	報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第1回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員15名、欠席の委員4名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、1番 長谷川耕一委員 と 2番 遠藤弘一委員のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の町田主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において、訂正はございません。

5 議事顚末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

ご提案いたします。農地法関係許可取消願について、会長宛てに1件提出されております。

場所は、新田市野井町の土地について、イングリッシュガーデン用地として許可を得ましたが、賃貸借契約の終了に伴い、第三者に土地を売却するため、許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員

9番委員に代わりまして、報告します。

当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

すみません、私からちょっとお聞きしていいですか。たしかイングリッシュガーデンは、市役所か何かがやることになっていましたよね。そうすると、あれは全部が賃貸借契約になっていたんですか。

10番委員

この土地が●●●●●さんとの契約になっていたんですが、●●●●●さんのほうで、もうあそこは要らないということなので、地主さんに返されたわけです。

議長

そうすると、あそこはもう使えないんですか。

10番委員

だから、地主さんが返されたので、ここにも書いてあるんですけども、議案第5号26番と関連とあるんですけども、今度、そこに家を建てる。これから第5号のほうで案件が出てくると思うんですけども。

- 16 番 委 員 今の関連なんです、今、会長が質問したんですけれども、この提案は農業委員会の会長が議案提出をして、会長が質問するというのは、どうも形に合わないんですけれども、どんなものなんですか、どういう考え方をしているんですか。
- 議 長 まさに疑問はもっともですが、事務局からも、会長はあまり質問して、議事進行をやっていくなど注意されていますが、やはりそのまま通過するにはどうかなといった案件については、ところどころご質問させていただければと思っております。よろしいでしょうか。
- 16 番 委 員 会長が提案をして、会長が質問ということは、自分が自分に質問するんですね。形とすれば、どうしても、納得できないんです。だったら、提出をする前に内容を全部把握して、こちらからの質問に対して答えるのが会長の義務だと思うんです。だから、ここで会長が質問するというのは、私はどうも納得ができませんから、皆さんがどう思うかはいいんですけれども、私は納得できません。以上です。
- 議 長 おっしゃるとおりですね。実態上、事務局から全案件を事前に私が聞くことになっておりまして、それを踏まえて皆さんに提案するというのが建前ですが、むしろ、建前も重要ですけども、質問がない案件で、なおかつ、もう少し質問してもいいんじゃないかというものについては、あえて質問をさせていただきたい。そうしないと、私に対して全て皆さんから、事前に事務局からも受けなくてはならない、時間的な関係もありまして、建前は、16 番委員さんが言われるのはごもっともだと思うんですが、そんな感じなんですけれども、どうでしょうか。
- 16 番 委 員 そんな感じというのは分かるんですけれども、やはり提案者が質問というのは原則論から外れていますよね。本来であれば、提案をする前に、提案者はそういう内容は把握しているんだと思うんですよ。だから、それをこの場で質問するというのは、どうも独り舞台でやっているような感じがして、会議としての形式になっていないのではないかと私は思うんですが。
- 議 長 それもごもっともだと思いますが、申し訳ないんですが、そういうことで私の議事をさせていただきたいと思います。あまり建前にこだわらず、なるべく皆さんの意見を願う場合もあるし、あるいは、私のほうから追加でお話するようなこともある。これはある程度、弾力的に認められている範囲だと私は理解していますので、そうさせていただきます。
- 16 番 委 員 言わんとすることは分かるんですが、だったら、やっぱりそういうことは事前に事務局との打合せをして、本来であれば、今の回答は会長が

	するわけなんですよ。だから、会長が質問するということに対しては、私はどうしても納得できません。
議 長	分かりますけれども、ぜひ納得していただきたいと思います。
16 番 委 員	できません。会長が提案をして、会長が質問するというのはおかしいですよ。答弁をする立場なんですよ。
議 長	それも十分知った上でやっています。
16 番 委 員	おかしいですよ。会議になっていないです。
議 長	それはご意見として頂戴をしますけれども、申し訳ないんですが、会長が全てこれを承知するということは物理的に難しい、難しい状況の中で質問してもそれは構わないと思いますよ。そういう考え方もあるのは否定しませんけれども、私のやり方も原則論からそう外れた話ではありません。単に追加で質問することについては、何ら問題はないと私は思いますよ。今後、そういうことで議事運営をさせていただきますけれども。
16 番 委 員	納得はできませんけれども、ほかの皆さんがどういうふうに考えるか分からないですけれども、折があるたびに、私はそれについては指摘します。もしご意見があったらよろしくお願いしたいと思います。
議 長	ご意見があったことは承知します。ありがとうございます。
18 番 委 員	16 番委員が言ったことも、確かに会長というのは議事進行が主たる目的なんです。ただ、今、会長が言ったのは、一応確認の意味で話したんだというふうに、内容を精査するために言ったんだなと私は感じたんですけれどもね。以上です。
議 長	ありがとうございます。それでは、議事を進めさせていただきますが、ほかにご意見、ご質問がないようであれば、採決いたします。 番号1 番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号1 番を取消とすることに決定いたします。
議 長	続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。 提出件数は6件です。 事務局より、提案をお願いします。
事 務 局	提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 牛沢町の土地 畑 534 m² 外 11 筆 計 4,741.54 m²、申請地を取得し、そばの作付けを行い、経営規模を拡大したい。

2 番 安養寺町の土地 畑 1,061 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大し、作物を多く作りたい。

3 番 安養寺町の土地 畑 1,212 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大し、作物を多く作りたい。

4 番 新田上江田町の土地 田 3,417 m²、外 1 筆 計 3,781 m²、申請地を取得し、経営規模を拡大した、積極的に農業経営を行いたい。

5 番 六千石町の土地 畑 1,598 m²、榊栽培を茨城県を中心に群馬県でも行っており、榊の安定供給を行いたい。

6 番 六千石町の土地 畑 1,598 m²、農地を長期的に利用し、太陽光発電によるエネルギー供給を行いたい。

なお、1 番から 5 番につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、6 番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第 3 条第 2 項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、ご提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

なお、番号 6 番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り、許可するものとされております。

また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3 条許可と同時に申請された 5 条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5 条許可の際に併せて審議するものといいたします。

それでは、番号 1 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 番 委 員

では、1 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。

譲受人は農業経営を行っており、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、問題はないと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- | | | |
|---------|---|---|
| 議 | 長 | ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | それでは、私からちょっと確認したいんですが、これはそばの作付を行っていますよね。それで、なおかつ沼田市からの譲受人ですけれども、そばをやる場合は、機械の確認というのは現地でどんな感じでしたか。それと、沼田市にある方がわざわざここまで来られるんですか、そこを確認したいんです。 |
| 1 番 委 員 | | 沼田の方で、私どもも直接会ってはおりません。ただ、事務局に確認したところ、その辺のところは、ある程度の話はできているのではないかと考えております。以上です。 |
| 議 | 長 | ありがとうございます。 |
| | | ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 |
| | | 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | | (挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。 |
| 議 | 長 | 続いて、番号2番及び3番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。 |
| 8 番 委 員 | | 番号2番、3番について報告いたします。 |
| | | 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地を確認した結果を報告いたします。 |
| | | 2番、3番の譲受人は、いずれも必要な農機具等を所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。 |
| | | 再度の審議、よろしくお願いいたします。 |
| 議 | 長 | ただいま、第4地区協議会より番号2番及び3番について報告があり |

ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

- 2 番 委 員 これは遠いところからずっと出ているんですけれども、1 時間以上の遠距離の通作ということになると思うんですけれども、1 時間以上は認めないほうがいいと思います。1 時間以内からということで許可したいと思います。以上です。
- 事 務 局 こちらの 2 番、3 番につきましては、確かにご住所は桐生市、あとは大泉町の方なんですけれども、近隣の旧境町ですか、太田市から僅かなところなんですけれども、そちらに機械の農機具保管庫がありまして、そちらから通作をされているということです。通作時間自体は 10 分かかかるか、かからないかぐらいということで、現に今、借りて耕作をされている畑を購入したいというような申請内容となっております。以上です。
- 2 番 委 員 これから 1 時間以内ということで許可をするような決定を、この委員会でそのような取決めをしたらいかがでしょうか。
- 議 長 その 1 時間以内の出発点はどこからですか。
- 2 番 委 員 ここに書いてあるんだから、住所地からではないですかね。
- 議 長 それは 1 時間というのは何か理由がありますか。
- 2 番 委 員 作業なんかがあまりできないのではないかなと思うんですね。続けてやれなくなってしまうと思うんです。草ぼうぼうになっちゃって、許可が通ったからというので、後でまたほかの転用にされたら困ると思うんです。続いて、ほかの転用にならないような施策を設けたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- 議 長 今のご質問は、1 つは住所地から 1 時間以内と、もう 1 つは、その後の転用の 2 つですか。
- 2 番 委 員 そうです。農地を移譲しているんだから、できなくなったら、農地としてまたほかの人に返すとか何とか、ほかの人に作ってもらうとかするようにしたらどうなんでしょうか。そうでないと、ほかのものに転用されたら、農地が減っていつてしまうと思うんですけれども、太田の農地が減らないように施策を設けたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- 議 長 今、2 番委員さんからお話がありましたが、それに関してご意見のある方は。
- 18 番 委 員 2 番委員さんは、農地の確保ということで意見を言ったんだと思いますけれども、実際に今、昭和村のほうから尾島に来ていて、議会でも市

長が太田の土地は昭和村で損している、そういう答弁のものを私は見たことがあるんですけども、農業委員会として、関係許可の基準チェックリストが通れば、それで農業委員会の議事、議論をやってもらえればいいので、あまり深く考えると切りがないから。2番委員さんが言っていることは分かるんですよ。

ただ、農業委員会で許可するか、しないかというのは、譲渡人が譲受人に売るということでやって、現地を確認したら、チェックリストの項目で問題ありませんということであるんだから、あまり深く考え込んでやらなくてもいいと私は思うんですね。切りがないですから、1時間以内なんてつくったら、今度はほかのところから、太田市農業委員会は何をやっているんだという問題も出てくるので、その辺はあくまでも区切ってやってもらったほうが、太田市農業委員会の対応としてやっぱりいいのではないかなと私は思います。以上です。

2番 委員

私も耕作しているんですけども、やっぱり遠いところは敬遠しますよね。

5番 委員

今、遠いとかという話が出ているんですけども、この人が要するにどのぐらいの規模拡大をして、今現状、きちっと耕作しているのかどうか、参考に聞かせてもらいたい。今現状はやっていないんだとすれば、当然、規模拡大は認められないと思うんだけど、今現状、きちっとやっているのであれば、やはり農地の拡大はしていかないと、私もそうなんだけれども、やはり遠くに行っているんですけども、要するにその人の自覚だと思うんです。

遠いとか、近いとかではなくて、ちゃんとしている人はやっていると思うので、ちゃんと耕作しているものに関しては許可するべきではないかと私は思うんですね。そうでないと農地がどんどん荒れていってしまうので、現状今、うちの新野町、鳥之郷にいるのも藪塚から大分来ているんですけども、大間々のほうから来ると、あるいは奥のほうから来ると、やはり1時間ぐらいかかりますよね。やはりちゃんとやっている人はやっているんで、それでやっていってもらわないと遊休農地が当然増えてくるので、今現状、きちんと耕作していないのなら別なんですけれども、やっているんだとすれば、やはり規模拡大はしてもらって、耕作放棄地を減らすのが目的ではないかと思うので、私は、そういう状態で許可をしてもいいのではないかと思うんです。時間という話は分かるんですけども、それを言ってしまうと、我々もそうだけれども、遠くに行けなくなってしまうので、申し訳ないんですけども、そんな意見です。

8 番 委 員	安養寺町の2筆なんですけれども、現地を確認したところ、今現在、キャッサバ芋を作っております。周りの農地にも別に障害はないようにちゃんと耕作をしております。事務局が言いましたとおり、農機具も安養寺から農機具置場の境町まで10分かからないぐらいの場所にちゃんと格納しておりますので、しっかりしている農地だと思います。別なんですけれども、私も自宅から大体40分ぐらいのところに畑を借りて、行っていますので、時間がどうこうというのではなくて、本人のやる気だと思います。以上です。
議 長	ありがとうございます。2番委員さん、よろしいですか。
2 番 委 員	はい。
議 長	ただいま、第4地区協議会より番号2番及び3番について報告がありました。ご意見、ご質問等、これ以上ありませんか。
委 員	なし。
議 長	なければ、採決いたします。
	番号2番及び3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号2番及び3番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、番号4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
10 番 委 員	第5地区が報告します。
	番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。
	今回の申請は経営規模拡大のためであり、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断しました。
	農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
	再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、第5地区協議会より番号4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

		番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号5番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
12 番 委 員		5番について、6地区協議会においてチェックリストに基づき調査した結果は、サカキ栽培をするための農地の賃貸借です。 現地を確認したところ、農地のため、特に問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいま、第6地区協議会より番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員		なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は2件です。 事務局より、提案をお願いします。
事 務 局		提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。 1番 上田島町の土地 11㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。 農家住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 成塚町の土地 220 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武桐生線治良門橋駅から 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 番号1番について、当地区協議会でチェックリストに基づいて協議したところ、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員 現地は、宅地に接続したところの畑でして、そこに申請理由がありますように、農地法の許可を得ずに宅地として使っていたと、今回それが判明したので是正をしたいということです。

現地を確認しましたところ、今申し上げましたとおり、宅地に隣接する畑でございまして、現況を見てもらうと分かるように、台帳は畑ですが、現況は宅地になっていますので、このたび全部、台帳上を宅地にしたいという申請でございます。

周りに対する影響も何もございませんので、許可相当というふうな決定をいたしました。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長	ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は1件です。 事務局より、提案をお願いします。
事 務 局	提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。 1番、矢場町の土地 29 m ² 、通路用地として許可を得ましたが、計画実行前に申請地を含めて資材置場として利用したいとの申出があったため、当該権利を承継するものです。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。 番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
13 番 委 員	番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、承認相当と意見決定いたしました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は34件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数34件について、朗読し詳細に説明する。
1番 細谷町の土地 271 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
一般住宅用地として転用するものです。
2番 高林南町の土地 129 m² 外1筆 計 218 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
3番 新道町の土地 852 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。
4番 新道町の土地 380 m²、外1筆 計 387.19 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
5番 沖野町の土地 316 m² 外3筆 計 2,249 m²、農地区分 第二種、店舗用地として転用するものです。
6番 上田島町の土地 544 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
7番 龍舞町の土地 347 m²、外2筆 計 2,403 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。
8番 龍舞町の土地 378 m²、外1筆 計 382.89 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
9番 龍舞町の土地 237 m²、外1筆 計 295 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10 番 下小林町の土地 3,095 m²、農地区分 第二種、有料老人ホーム及びデイサービスセンター用地として転用するものです。

11 番 矢場新町の土地 211 m² 外 1 筆 計 254 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

12 番 矢場新町の土地 22 m² 外 1 筆 計 254 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

13 番 台之郷町の土地 320 m²、農地区分 第二種、店舗併用住宅用地として転用するものです。

14 番 上小林町の土地 439 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15 番 矢場町の土地 343 m² 外 2 筆 計 415 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

16 番 吉沢町の土地 1,277 m² 外 1 筆 計 1,298 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

17 番 丸山町の土地 222 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18 番 大島町の土地 187 m² 外 1 筆 計 206 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

19 番 成塚町の土地 4,356 の内 0.3454 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

20 番 寺井町の土地 1,277 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

21 番 新田中江田町の土地 277 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22 番 新田赤堀町の土地 350 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

23 番 新田村田町の土地 394 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

24 番 新田村田町の土地 337 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25 番 新田小金井町の土地 558 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

26 番 新田市野井町の土地 610 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

27 番 新田市野井町の土地 1,831 の内 0.227 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

28 番 藪塚町の土地 7.75 m² 外4筆 計 163.60 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

通路用地として転用するものです。

29 番 藪塚町の土地 1,804 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

30 番 大原町の土地 1,497 m² 外1筆 計 1,855 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

31 番 大原町の土地 1,744 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

32 番 六千石町の1,598 の内0.48 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備設置用地として一時転用するものです。

33 番 六千石町の土地 1,849 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

34 番 大久保町の土地 330 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 番 委 員

番号1番と2番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づきまして調査及び現地を確認した結果を報告いたします。

1番、2番は、いずれも譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許

		可相当と意見決定しました。
		再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
19 番 委 員		引き続き、番号3番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。
		番号3番は、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電パネルを設置するものです。
		番号4番は、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。
		続いて、番号5番は、譲受人は小売業を営んでおり、申請地を借受け、コンビニエンスストアを建築するものです。
		番号6番は、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を父より借受け、一般住宅を建築するものです。
		現地を確認したところ、3番、4番、5番、6番とも、いずれも周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
		再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議 長		ただいま、第1地区協議会より番号1番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員		なし。
議 長		ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
		番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
		(挙手 全員)
議 長		全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定いたします。
議 長		続いて、番号7番から17番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
2 番 委 員		番号7番から10番について、当地区協議会でチェックリストに基づいて現地調査を行いました。報告を行います。
		番号7番は、駐車場が不足しているというので、申請地を取得して露天駐車場にしたいということですが、元のあるところの駐車場を2階か3階にすれば間に合うところなんですけれども、それをせずに駐車場が欲しいということで、農地を売買で取得するものであります。
		この土地は、盛土などをするとという周辺農地に土砂なんかが流れ込

むおそれがあるため、そういうところに注意してやってもらいたいと思います。そして、永年駐車場として扱ってもらいたいと思います。

8番、9番は、いずれも譲受人はアパートに住んでおって、一般住宅を建築したいということであります。これは問題がありませんでした。

10番は、申請地を取得し、有料老人ホーム及びデイサービスセンターを建築するものであります。これもこのままでよければ、これが妥当であれば、また駐車場が欲しいなんていうことは言わないと思うんですけれども、それは分からないんですけれども、一応、問題はないと思います、許可相当と意見が一致いたしました。

再度審議のほど、よろしくお願いします。

13 番 委 員

番号 11 番から 15 番について、当地区協議会で基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。

番号 11 番、12 番は、いずれも譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。

番号 13 番は、譲受人は賃貸にて美容室を営んでおり、申請地を取得し、店舗併用住宅を建築するものです。

番号 14 番の譲受人は、アパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。

番号 15 番は、資材置場が不足しているため、申請地を取得し、露天資材置場とするものです。

現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

18 番 委 員

16 番、17 番を報告させていただきます。

16 番につきましては、太陽光発電設備用地として申請が出ておりまして、周辺状況は、西が山で、東が傾斜地となっておりまして、許可基準から見た判断は全てよろしいということであります。ただ、申請者から特に確認を要する場合、問題発生時の場合の事業者との連絡体制の確認を取っていただきたいと、総合的に判断して、地区協議会では許可相当として決定しました。

17 番については、一般住宅用地の申請でありまして、分家です。周辺状況は、住宅、道路、水路に囲まれたところでございまして、営農条件に支障はございません。

許可基準から見た判断は、全て問題ないということで、総合的な判断では適当ということで、地区協議会では許可相当として決定しましたので、再度、審議をお願いいたします。以上です。

- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号7番から17番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番から17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号7番から17番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号18番から20番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 番号18番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 16番委員 19番について説明いたします。
この申請は、営農型太陽光発電設備でございまして、一時転用で3回目になります。下にミョウガを作って、非常に効果的な営農活動をしておりますので、チェックリストに基づいた体制によって、これは許可相当という決定になりましたので、再度のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
- 6番委員 20番についてご説明いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査、協議した結果、譲受人はとび、解体工事などの建設業を営んでおり、業務拡大に伴う資材置場の不足を解消するため、交通の便のよい申請地を取得し、隣接する雑種地を含めて、資材置場として一体利用するものです。
現地確認をしたところ、周囲には直接隣接する農地はなく、周囲農地への支障もないので、許可相当と意見決定をしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号18番から20番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 議	員 長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 18 番から 20 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号 18 番から 20 番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号 21 番から 27 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
15 番 委 員		番号 21 番から 22 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告いたします。 番号 21 番から 22 番は、一般住宅の建築を目的とした転用事案です。 現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
10 番 委 員		続きまして、報告します。番号 23 番から 27 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告します。 まず、番号 23 番から 26 番は一般住宅の建築を目的とした転用事案であります。また、番号 27 番は営農型太陽光の 1 回目の更新の申請で、下部農地ではクリを栽培しています。 現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ただいま、第 5 地区協議会より番号 21 番から 27 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 議	員 長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 21 番から 27 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号 21 番から 27 番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号 28 番から 34 番について、第 6 地区協議会の調査した意

見結果を報告願うわけですが、番号 32 番につきましては、議案第 2 号
番号 6 番の農地法第 3 条の区分地上権について併せて報告願います。

11 番 委 員 第 6 地区協議会において、28 番の申請地をチェックリストに基づき現
地確認したところ、結果報告をいたします。

これは譲受人が近所に住んでいるため、手前の道路から自己所有の道
路が必要として、申請地を取得したいということです。

29 番につきましては、間に挟まれた農地を分譲地として、これは間に
挟まれて農業もしづらいので、申請して、許可したいと思いました。
周辺の農地にも影響がなく、支障はないと思いますので、許可相当と
思います。

再度審議のほど、よろしくお願いします。

17 番 委 員 30 番につきましては、当協議会でチェックリストに基づきまして調査、
現地確認をしましたところ、周辺農地への支障はないことで許可相当
と決定いたしました。

12 番 委 員 31 番から 34 番について、第 6 地区協議会においてチェックリストに
基づき調査した結果を報告いたします。

31 番は第二種農地で、周りが住宅用地で囲まれています。6 軒の建売
分譲住宅用地として利用するものです。

32 番は、譲受人は営農型太陽光発電の設置を行い、売電収入による営
農基盤強化を図るために申請地を借り受けるものです。太陽光の下の
農地の作物は、サカキです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地への営農につ
いても問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

また、議案第 2 号 6 番の区分地上権の設定については、今回の営農型
太陽光発電設備の許可、借りたときに伴う設定のため、こちらも併せ
て許可相当と意見決定しました。また、三方の農地の地主さんより同
意書兼契約書が取り寄せられております。

33 番は、運送業を営む譲受人が駐車場用地として利用するものです。

34 番は、父より申請地を借受け、自己の住宅を新築するものです。

現地を確認したところ、31 番、33 番、34 番ともに周辺農地への支障も
なく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 28 番から 34 番及び議案第 2 号番
号 6 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

18 番 委 員

事務局にお願いがあるんですけども、転用の目的で、営農型太陽光発電の申請が結構目につきます。その営農型の作物ですけども、サカキだとかクリをやってあるんですが、もし時間があれば、太田市の営農型太陽光発電の許可になっている下の作物がどういうものがあるか、まとめてもらいたいと思います。その中で、ちゃんとよく管理しているのはどのくらいあるのか、その辺も併せて整理をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

事 務 局

今、18 番委員からご指摘があった件につきましては、今年度、改選前になりますけれども、4 月に開催されました定期総会におきまして、令和 4 年度農地パトロールで営農型太陽光施設の下部の農地の営農状況について、農業委員の皆さんに現地確認をしていただきましたので、その結果報告をさせていただきました。その中で、適切な営農が継続されていない件数と、あとは太田市で営農型太陽光の許可を受けたところの下部の農地の作物について報告をさせていただきましたので。

18 番 委 員

あったけ？

事 務 局

ありました。

18 番 委 員

おれが見ていなかったか。

事 務 局

ご覧になっていると思うんですけども、改選がありまして委員が変わられましたので、また改めてそちらの資料を提供したいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

何件か営農型太陽光をやっているんですが、特に事務局のほうに注意いただいているのは、営農型太陽光を今度見ていただくと、例えば大阪とか、あるいはほかの地区から来られてやっておられる方もいるんですが、やはり何件か悪質なものがあります。何回か事務局から注意喚起をしていますけれども、それまでとなっているのがありまして、前に 1 度、私のほうから冒頭の挨拶の中でも話をしましたが、太田だけではなく、例えば伊勢崎とか、ほかの農業委員会でも同じような問題が発生していまして、それはお互い情報共有していこうという話になっています。以上です。

ただいま、第 6 地区協議会より番号 28 番から 34 番及び議案第 2 号番号 6 番について報告がありましたが、それ以外に、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 28 番から 34 番及び議案第 2 号番号 6 番を許可とすることに賛成

の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 28 番から 34 番及び議案第 2 号番号 6 番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第 1 号は、先月、農業会議に意見徴取した 7 月分の許可書の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第 3 条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第 2 条により、下記のとおり、許可書交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

続いて、報告第 2 号から第 5 号について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、6 件提出されております。

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、23 件提出されております。

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、10 件提出されております。

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について、25 件提出されております。

それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議長 報告第 2 号から第 5 号につきまして、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご質問もないようですので、以上で第 1 回定例総会を終了いたします。

閉 会 令和 5 年 8 月 8 日 (火) 午後 2 時 57 分